公益社団法人大垣青年会議所　運営規則

第1章　総　　則

（趣旨）

第1条　公益社団法人大垣青年会議所定款第84条の規定にしたがい、公益社団法人大垣青年会議所の運営を、より充実し、より明確、かつ、円滑ならしめるために、本規則を設ける。

（用語の定義）

第2条　本規則において、公益社団法人大垣青年会議所を単に「本会議所」と、公益社団法人大垣青年会議所定款を単に「定款」と称する。

２　前項のほか本会議所の定款に略称をもって定義した規定は、本規則においてもこれを適用する。

（事務局）

第3条　本会議所の事務局は、主たる事務所内に設置する。

（公示の方法）

第4条　定款及び本規則に規定する公示は、本会議所の事務局に掲示する方法で行う。

２　公示の期間は、掲示の日から15日間とする。

第2章　入会、推薦及び資格変更

（入会申込書の添付書類）

第5条　定款第11条に定める入会申込書には、誓約書、写真、住民票（法人にあっては登記事項証明書）及び推薦者の推薦状を各1通添付しなければならない。

（入会希望者年令制限）

第6条　正会員として入会を希望する者の年令は入会申込書提出年度末現在20才以上37才以下とする。

（正会員入会の推薦者）

第7条　正会員として入会を希望する者の推薦者となることのできる者（以下、「推薦資格者」という。）は正会員として引き続き3年以上在籍し、かつ、直前年度の本規則第18条に定める義務を果たした者にして、年度開始の日現在において39才未満の者とする。

２　前項に規定する推薦資格者の氏名は、毎年1月1日現在で確定し、その年度の推薦資格者名簿に掲載してこれを公示し、かつ、当該会員に通知する。

３　前項の公示及び通知は、毎年度1月31日までにこれをしなければならない。

（賛助会員入会の推薦者）

第8条　賛助会員として入会を希望する者の推薦資格者は、前条第1項に規定する正会員とする。

（年度内の推薦限度）

第9条　同一会員による新入会員の推薦は、1年度につき5名以内とする。

（推薦者の責任）

第10条　定款第11条に規定する推薦者となった者は、当該新入会員の出席及び会費納入その他の義務につき、入会当初の年度内は連帯してその責任を負う。

2　前項の責任を明らかにするため、推薦者は、誓約書に新入会員とともに連署押印しなければならない。

（団体賛助会員の専任者）

第11条　団体の賛助会員は、通常会費の負担1口につき専任者1名を定めることができる。団体賛助会員は専任者届を提出して所定の事項を登録しなければならない。

2　前項の専任者を変更する場合においては、あらかじめ変更届出書を提出し、理事会に受理されなければならない。

（役員の職務）

第12条　会の申込に関する書類は、第42条第1項第1号の理事会において特別に委任を受けた委員会（以下、「審査担当委員会」という。）が管理する。

（審査の手続）

第13条　審査担当委員会は、前条の書類を受理したときは、入会の適否につき審査し、理事会にその結果の報告書を提出しなければならない。

2　審査担当委員会は、正会員として入会を希望する者に、前項に規定する審査の過程において、次に掲げる要件を充足させなければならない。

⑴　推薦者と同行の上、常任理事会構成役員3名以上と面接し、本会議所の趣旨及び定款その他の諸規則についての知識を得ること。

⑵　例会等に60％以上出席し、正会員に面接を得るとともに、JC活動を充分理解すること。但し、審査担当委員会の企画した行事等への出席をもって代えることができる。

3　審査担当委員会は、会員として入会を希望する者について、正会員中に不同意の者があることを知ったとき、第1項の報告書にその旨を記載しなければならない。

（推薦者の制限）

第14条　第7条及び第8条の規定にかかわらず、理事長、直前理事長、副理事長、常任理事、専務理事、監事、審査担当委員会に属する委員長、副委員長及びその委員会に属する会員は、その任期中は推薦者となることができない。

2　新入会員が、その入会当初の年度において、定款第13条第1項、同第20条第1項第3号、第5号及び第6号の規定の適用を受けたときは、当該会員を推薦した正会員は、当該適用を受けた年度及びその翌年度においては、推薦者とな

ることができない。

第3章　出　　席

（例会行事等の定義）

第15条　総会、例会及び中間例会を総称して「例会等」という。

2　前項の例会等を除き、その他の委員会、各種会議及び各種行事を総称して「行事等」という。

（出席の記録及び届出）

第16条　例会等及び行事等の出席については、その開催の主管者又は責任者において、一括して出席記録を作成し、第42条第1項第2号の理事会において特別に委任を受けた委員会（以下、「出席管理委員会」という。）に提出するものとする。

2　出席管理委員会は、提出を受けた出席記録を取りまとめ、正会員別で管理するものとする。

3　第1項の主管者又は責任者が正会員ではない行事等の出席については、出席会員が、その終了の日から1週間以内に出席管理委員会に出席記録を提出するものとする。

4　前項の届出がないものについては、第20条で定める出席率の計算から除外する。

（出席率の発表）

第17条　出席管理委員会は、第19条及び第20条に定める方法により、正会員別の出席率を算定し、3ヶ月に1回以上の割合でこれを本人に通知する。

（出席の義務）

第18条　正会員は、毎年度、次条に定める基本出席率60％以上、かつ、第20条に定める総合出席率100％以上の出席をしなければならない。

（基本出席率）

第19条　基本出席率は、毎年1月1日から12月15日までの間に開催される例会等の開催1回につき1点として、点数の総累計（以下、「基本累計点数」という。）で、次項に定める各正会員の出席点数の累計（以下、「基本出席点数」という。）を除した百分比により算定する。

2　基本出席点数は、次のとおりとする。

⑴　出席の返信をして出席したとき　1（点）

⑵　欠席の返信をして出席したとき　1

⑶　総会に欠席の返信をし、かつ、書面又は本会議所の承諾を得て、電磁的な方法をもって議決権を行使し、若しくは委任状を書面で提出又は本会議所の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を、電磁的な方法により提供して欠席したとき　0.5

（総合出席率）

第20条　総合出席率は、基本累計点数で、次項に定める各正会員の出席点数の累計（以下、「総合出席点数」という。）を除した百分比により算定する。

2　総合出席点数は、基本出席点数に、次に定める行事等の出席点数を、加算した点数とする。

⑴　世界会議その他国外において開催される行事に出席したとき 5

⑵　全国会員大会及び地区会員大会に出席したとき 2

⑶　各地青年会議所の承認式等の記念式典に出席したとき 1

⑷　日本青年会議所、地区協議会及びブロック協議会の主催する行事に出席したとき 1

⑸　スポーツその他の対外試合に出席したとき 1

⑹　各地青年会議所の例会及び行事に出席したとき 1

⑺　趣味の会及び親睦行事に出席したとき 0.5

但し、各種行事毎に夫々6回を加算の限度とする。

⑻　各委員会に出席したとき 0.5

3　前項の内、その1つの行事等に出席し、さらにこれに関連する他の1つ以上の行事等にも引き続き出席したときは、これらの内いずれか多いもの1つの点数のみの加算とする。

（出席率の除外）

第21条　役員が、理事会に出席した場合の前条に規定する加算は、これを行わない。

2　日本青年会議所、地区協議会及びブロック協議会の役員が、それぞれの役員会及びこれに準ずる会議に出席した場合も、前項に準ずる。

（出席点数の変更）

第22条　所要日数又は内容の重要度から判断して、第20条に規定する点数が不適当と認められるときは、理事会の決議により、10割以内の点数を加減することができる。

2　前項の場合は、あらかじめ正会員にその旨を通知する。但し、あらかじめ通知することが困難な事情にあった場合は、この限りでない。

3　日本青年会議所、地区協議会、ブロック協議会及び本会議所が関係する団体の役員会及びこれに準ずる会議並びに事業が例会等の日時と重なった場合は、理事長の承認を得て出席とする。この場合、基本出席点数は第19条第2項の⑴とみなす。

（賛助会員の出席）

第23条　個人の賛助会員及び団体賛助会員の専任者のうち、本会議所の例会等及び行事等に出席できる者は、20才以上40才未満の者に限るものとする。但し、年度途中において40才に達した賛助会員は、その年度終了に至るまで、なお賛助会員の資格を有し、本会議所の例会等及び行事等に出席できる。

（休会の承認）

第24条　正会員が次に掲げる事由に該当することとなったときは、理事会は休会の承認をすることができる。

⑴　重大なる疾病により3ヶ月以上にわたって療養を必要とするとき

⑵　3ヶ月以上にわたり西美濃地方を離れるとき

⑶　前各号のほか、継続して出席できない極めて重大な理由が生じたとき

２　前項の承認を得るには、当該事項を証明する書類を添付して、書面で届出なければならない。

（休会の期間）

第25条　休会の承認を与えることができる期間は、1年以内の期間とする。但し、この承認は、連続して2回を越えることができない。

（休会承認の通知及び公示）

第26条　理事長は、第24条に規定する理事会の承認があった場合には、直ちに本人に書面で通知するとともに、これを公示しなければならない。

（復帰及び取消）

第27条　休会した正会員は、休会期間の終了と同時に通常に復帰しなければならない。

２　理事長は、休会期間中といえども、その承認の原因となった休会事由が消滅したと認められるに至ったときには、理事会の議決を経て、直ちに休会を停止し、通常に復帰させることができる。

（出席の免除）

第28条　休会を認められた正会員は、当該期間中は、定款及び本規則に規定する出席の義務を免除する。

２　休会期間を含む年度における休会者の出席率は、第19条及び第20条の各点数につき、当該期間中のすべての点数を除いて算定する。

（休会中の会費）

第29条　正会員が休会した場合においても、会費の免除又は軽減をしない。

（休会正会員の推薦資格）

第30条　休会した正会員は、休会期間を含む年度及びその翌年度において、第7条及び第8条に規定する推薦者となることができない。

第4章　役　　員

（理事長、監事候補者選考委員会の指名）

第31条　理事長は、次年度の理事長候補者及び監事候補者の選考をするための委員若干名を、理事会の承認を得て指名する。

（理事長、監事候補者の推薦）

第32条　選考委員会は、その選考により次年度の理事長候補者1名及び監事候補者2名又は3名を決定し、理事会に推薦する。

2　理事会は、前項により推薦された理事長候補者及び監事候補者を審査決定し、これをその選定又は選任のための総会に推薦する。

（副理事長、専務理事及び理事の各候補者の推薦）

第33条　理事会は、定款第37条第3項により選定した次年度理事長に諮り、その意見を尊重して、次年度の副理事長、専務理事、常任理事及び理事を選考し、各候補者を決定して、その選任のための総会に推薦する。

2　副理事長、常任理事及び理事の各候補者の数については重要なる事業等がある場合のみ、定款第36条に定める定数の最大限の人数を選考できる。

（直前理事長及び監事の各種会議への陪席権）

第34条　直前理事長及び監事は、常任理事会等各種会議に陪席することができる。

2　直前理事長及び監事は、各種会議において又は会議結果に対し、必要があると認めるときは、意見を述べ又は助言を行わなければならない。

第5章　理　事　会

（理事会の傍聴）

第35条　正会員は、あらかじめ理事長の許可を得て、理事会を傍聴することができる。

2　理事長は、会議の秩序を維持するため、必要に応じて傍聴者を退場させることができる。

（非公開の理事会）

第36条　入会及び除名を審議する理事会は、原則として公開しない。

2　除名の審議に関する決議は、投票によらなければならない。

3　理事長は、除名の審議をする理事会に、審議の対象となった会員から、弁明書を提出させることができる。

（理事会決議事項の報告）

第37条　理事長は、理事会の決議事項を、会員に遅滞なく報告しなければならない。

（常任理事会）

第38条　理事長、副理事長、専務理事及び常任理事をもって、常任理事会を構成し、直前審議機関として理事会開催前の意見調整を行い、また、緊急を要する事項についての審議を行うことができる。

2　理事長は、前項の審議事項について、理事会に報告しなければならない。

第6章　委員会及び例会

（委員会の設置）

第39条　定款第61条第1項に規定する委員会の設置については、各年度の理事会において決定する。

2　各委員会の職務分掌は、各年度の理事会において決定する。

3　複数の委員会を統括するための室の設置については、各年度の理事会において決定する。

4　定款第61条第2項に定める臨時又は特別の委員会及びこれに準ずる会議の設置については、各年度の理事会において決定する。

（委員会に準ずる組織の設置）

第40条　理事長は、理事会の議決を経て、次条に定める職務を処理するため、広く会員を所属させた委員会に準ずる組織を設置することができる。

2　前項の規定は、特定の委員会に次条に定める職務を委任することを妨げない。

（委員会に準ずる組織の職務）

第41条　前条の組織は、本会議所がその目的をより効果的に達成するために、次の職務を担当する。

⑴　長期計画案の作成

⑵　次年度事業計画案の作成

⑶　理事会諮問事項の研究

⑷　周年事業及びこれに準ずる大規模又は特殊な事業

⑸　会員拡大に関する事業

（委員会への特別委任）

第42条　理事長は、理事会の議決を経て毎年度、次に掲げる事務につき、特別に委任する委員会を指定しなければならない。

⑴　入会に関する審査その他の関連事項の処理

⑵　出席に関する記録その他の関連事項の処理

⑶　会計に関する収支、決算及びその他の関連事項の処理

（委員会の所属）

第43条　理事長は、役員を除く正会員を毎年度必ず1つの委員会には所属させなければならない。

2　賛助会員のうち、第23条の規定に該当する者は、本人の申出により、理事会の議決を経て、毎年度1つの委員会に客員として所属することができる。

（委員会の報告書）

第44条　委員長は、委員会の会議その他活動の内容につき、その都度速やかに報告書を作成して、提出しなければならない。

（諮問機関）

第45条　理事会は、特に必要ある場合には、期限を設けて、重要事項を調査研究するため

の機関を設け、当該事項について諮問することができる。

（例会）

第46条　定款第64条に規定する例会を開催する際の細目は理事会の決議による。

（開催の原則）

第47条　委員会及び例会は毎月1回以上、中間例会は年間6回開催することができる。

第7章　最重点事業制度

（最重点事業制度）

第48条　本会議所の目的とする事業を強力に推進するために、最重点事業制度を定める。

2　最重点事業制度の策定及び改定については、総会の議決により決定する。

第8章　会　　計

（一般会計）

第49条　一般会計は、次に掲げる収支を処理する。

⑴ 収入

（イ） 正会員及び賛助会員の通常会費並びに新入会員入会金

（ロ） 一般会計での支出を目的とした寄附金及び補助金

（ハ） 特別会計及び基金会計からの繰入金

（ニ ）少額の臨時会費

（ホ） その他一般会計で扱うのが適当と認められる諸収入

⑵ 支出

（イ） 日本青年会議所関係及び JC 関係の通常賦課金

（ロ） 事務局費

（ハ） 一般事業費

（ニ） 特別会計及び基金会計への繰入支出

（ヘ） その他一般会計で取り扱うのが適当と認められる諸支出

（特別会計）

第50条　特別会計は、次に掲げる収支を処理する。

⑴ 収入

（イ） 特別会計での支出を目的とした寄附金及び補助金

（ロ） 一般会計及び基金会計からの繰入金

（ハ） 巨額の臨時会費

（ニ） その他特別会計で取り扱うのが適当と認められる諸収入

⑵ 支出

（イ）大規模又は特殊な事業費
（ロ）前号に関連する雑費
（ハ）一般会計及び基金会計への繰入支出
（ニ）その他特別会計で取り扱うのが適当と認められる諸支出

（基金会計）

第51条　基金会計は、次に掲げる収支を処理する。

⑴ 収入
（イ）基金会計への繰入を目的とした寄附金及び補助金
（ロ）総会の決議による一般会計及び特別会計からの繰入金
（ハ）基金会計の財産から生ずる収益
（ニ）その他総会の決議により、基金会計で取り扱うのが適当と認められた諸収入

⑵ 支出
（イ）理事会の特別決議により本会議所の運営上必要と認められた財産の取得
（ロ）総会の決議を経て行われる基金収益運用を目的とした事業の費用
（ハ）一般会計又は特別会計において巨額の不足金が生じた場合の総会の決議によるその補填のための支出
（ニ）総会の決議による一般会計及び特別会計への繰入支出
（ホ）その他総会の決議により、基金会計で取り扱うのが適当と認められた諸支出

（区分の処理）

第52条　会計区分について、定款又は本規則に定めのない事項及び規定事項について疑義を生じた場合は、その収支の内容に応じて理事会が決定する。

第9章　管　　理

（総会議事録の記載事項）

第53条　定款第35条に規定する総会の議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

⑴ 開催の日時及び場所
⑵ 正会員の現在数及び出席正会員の数
⑶ 議長の選任に関する事項及びその者の氏名
⑷ 総会に出席した理事及び監事の氏名
⑸ 議事録作成者の指名に関する事項及びその者の氏名
⑹ 議事録署名者選任に関する事項
⑺ 付議事項

⑻ 議事の経過要領及び発言者の発言要旨

⑼ 議決結果及び議決数

（理事会議事録の記載事項）

第54条　定款第59条に規定する理事会の議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

⑴ 開催の日時及び場所

⑵ 構成員の現在数、出席構成員の数及び理事会に出席した者の氏名

⑶ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

⑷ 陪席者の氏名及び傍聴者の氏名

⑸ 議事録作成者の指名及び記名押印する者に関する事項

⑹ 付議事項及び報告事項

⑺ 議事の経過要領及び発言者の発言要旨

⑻ 議事結果及び議決数

⑼ 本会議所と利益が相反するおそれがある取引をした理事の当該取引後の重要な事実の報告

⑽ 監事の意見及び報告

（委員会報告書の記載事項）

第55条　第44条に規定する委員会の報告書には、次の掲げる事項を記載しなければならない。

⑴ 開催の日時及び場所

⑵ 所属委員の現在数

⑶ 出席委員の数及び氏名

⑷ 出席各員の氏名及び傍聴者の氏名

⑸ 審議事項、報告事項及び実施事項の内容審議等の結末

（会員名簿の記載事項）

第56条　定款第19条に規定する会員からの届出により会員名簿に登録すべき事項は、次に掲げる事項とする。

⑴ 氏名

⑵ 生年月日

⑶ 会員の種類

⑷ 住所

⑸ 勤務先

⑹ 勤務先所在地

⑺ その他の身分、経歴及び環境に関する事項

２　前項のほか、本会議所の入会その他資格得喪に関する事項並びに毎年度の役

職及び活動内容についてもあわせて記載するものとする。

（会計帳簿書類）

第57条　第42条第1項第3号の規定により会計に関する特別委任を受けた委員会（以下、「財務担当委員会」という。）は、本会議所の収支について、次に掲げる帳簿書類を備え付けて正確に記録し、かつ、これを事務所に保存しなければならない。

⑴ 現金及び預金の出納に関する帳簿

⑵ 未収入金に関する帳簿

⑶ 未払金に関する帳簿

⑷ 前各号以外の資産及び負債に関する帳簿

⑸ 会費及びその他の収入に関する帳簿

⑹ 事業費及びその他の支出に関する帳簿

⑺ 収支に関して相手方から受け取った契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び本会議所の作成したこれらの書類の写し

2　前項各号の帳簿書類は、会計区分ごとに備え付け、整理しなければならない。

（各種提出書類の提出先）

第58条　第11条、第24条第2項、第36条第3項及び第44条の規定により提出すべき書類はすべて理事長に対して行うものとする。

（保存書類及び保存期間）

第59条　理事長は、本会議所の業務に関連する次に掲げる書類を事務所に保存しなければならない。

⑴ 出席記録に関する書類

⑵ 各種の届出及び通知に関する書類

⑶ その他理事会の議決により保存を必要と認めた書類

2　前項に規定する書類の保存期間は、第1号及び第2号の書類については5年間、第3号の書類についてはその必要と認めた期間とする。

第10章　弔　　事

（弔事規程）

第60条　会員の弔事については、別に定める弔事規程による。

第11章　雑　　則

（規則の改正）

第61条　本規則の改正は、理事会の特別決議によらなければならない。

2　改正が、理事会で決議されたときは、速やかに改正部分を明示して会員に通知し

なければならない。

（細則及び規程への委任）

第62条　本規則の運用及び事業の遂行に関し、細部にわたって規定する必要があると理事会が認めたときは、これを規定することができる。

（各種様式）

第63条　定款及び本規則の規定により、提出、通知又は作成すべき書類の様式は、個別に定める。

附　則　（平成26年11月20日）

（施行期日）

第1条　本規則の変更は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受けた日から施行する。

附　則　（平成27年7月21日）

（施行期日）

第1条　本規則の変更は、平成27年7月21日から施行する。

附　則　（平成28年7月20日）

（施行期日）

第1条　本規則の変更は、平成28年7月20日から施行する

附　則　（平成30年11月20日）

（施行期日）

第1条　本規則の変更は、平成30年11月20日から施行する。

附　則　（令和3年1月15日）

（施行期日）

第1条　本規則の変更は、令和3年1月15日から施行する。

附　則　（令和4年1月15日）

（施行期日）

第1条　本規則の変更は、令和4年1月15日から施行する。